資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年九月七日

東京都荒川区荒川一丁目四二番一号

三恵工器有限会社

取締役　宮川　武昭

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億九千五百万円減少し金一千万円とし、資本準備金の額を金二億二百五十万円減少し金二百五十万円とすることを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はございません。

平成二十二年九月七日

東京都千代田区一番町二二番地二

株式会社宝珠東京

代表取締役　山崎　純一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年九月二十八日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十二年九月七日

東京都豊島区南池袋一丁目一六番一五号

株式会社ベストソリューションズ

代表取締役　馬場　智

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年九月二十七日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年九月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年九月七日

東京都豊島区南池袋一丁目一六番一五号

株式会社ベストソリューションズ

代表取締役　馬場　智

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年九月七日

東京都中央区新富二丁目一四番四号

第一興産株式会社

代表取締役　桑原　信二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年九月七日

東京都中央区新富二丁目一四番四号

イチキ商事株式会社

代表取締役　桑原　信二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年九月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年九月七日

広島市中区大手町三丁目一番一号

東亜地所株式会社

代表取締役　西本　義弘

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である鬼木洋が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年九月七日

東京都渋谷区大山町一八番二三号コートアネックス大山町

エイチビーケー・アジア・リミテッド

日本における代表者　鬼木　洋

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるトーマス・ディー・キャリックが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年九月七日

東京都千代田区紀尾井町三―三一―一一〇二

Ｔｅｎｅｏ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ　Ｌｉｍｉｔｅｄ

日本における代表者

トーマス・ディー・キャリック

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社は、本国であるフィリピン共和国の「エポックコーポレーション」社内において日本国内における支店の存続について協議したところ、平成十五年七月十日付けで日本における代表者である藤田竹雄が退任し、営業所を閉鎖することに決定しました。

この日本における代表者の退任に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十二年九月七日

東京都新宿区新宿二丁目七番三―四〇六号

エポックコーポレーション

日本における代表者　藤田　竹雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である劉連興が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年九月七日

東京都渋谷区代々木二丁目二三番地一号

ニュースティトメナー四二九号室

北京海潤生物制品有限公司

日本における代表者　劉　連興

限定承認公告

本籍広島県呉市吉浦東本町二丁目五七番地、最後の住所広島県広島市東区牛田東二丁目一九番六―四〇四号　被相続人　亡　梅中公比古

右被相続人は平成二十一年五月五日死亡し、その相続人は平成二十二年八月二十五日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月七日

広島県呉市吉浦本町二丁目一〇番三号

限定承認者　梅中尚比古

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年十月八日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年九月七日

東京都港区赤坂二―二〇―五赤坂ＶＩＳＩＯ六階

グローバンス株式会社

代表取締役　内山　眞一

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年十月八日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年九月七日

東京都文京区本郷三丁目二八番一二号

日活株式会社

代表取締役社長　佐藤　直樹

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年八月十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年九月七日

名古屋市西区牛島町六番一号

株式会社ダグ

代表取締役　白石　昌弘

訂正公告

平成二十二年八月三十日（号外第一八一号）掲載の相続財産管理人磯部静夫に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「埼玉県越谷市元町一―八―三三藤田ビル二階」とあるは「埼玉県川越市元町一―八―三三藤田ビル二階」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年九月七日

扱　店

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月七日付第一八八号九六
府調達第一六九号一六ページ

ページ●同日付第一八九号一六三ページ●同日付政

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）